

平成 29 年度第 2 回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時：平成 29 年（2017 年）8 月 5 日（土）

14：00～16：00

場所：産業交流プラザ第 1 会議室

【出席委員】牛山委員、志村委員、小倉委員、神田委員、田中委員、渡邊委員

【欠席委員】安藤委員、工藤委員、島崎委員、竹永委員

【事務局】室井部長、小澤課長、馬淵係長、柿沼主任、安陪、長谷川

【傍聴者】1 名

<配付資料>

- 資料 1－1 市民公益活動ポイント制度の実施状況について
- 資料 1－2 ポイント券が使える施設・商店一覧
- 資料 2－1 特定非営利活動法人補助金制度について
- 資料 2－2 平成 29 年度特定非営利活動法人補助金審査結果
- 資料 3 平成 28 年度市民協働推進補助金・企画提案型市民協働モデル事業活動報告会の実施について
- 資料 4 平成 30 年度市民協働推進補助金の審査について
- 資料 5 市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて

<議事内容>

1 開 会

会議の成立。（委員 10 名中、6 名出席のため、会議は成立。）

会議資料の確認。

2 専門部会委員の交代について

9 月に開催予定の NPO 法人条例指定審査専門部会について、やむを得ない都合により工藤委員が欠席することとなり、開催日程の再調整が困難であったことと、他の部会員の負担を考慮し、事務局から他の部会に就任している委員との交代を提案し、全委員から承認された。

牛山委員長の指名により、元気ファンド審査専門部会に就任している神田委員と交代することとなった。

3 報告事項

（1）市民公益活動ポイント制度の実施結果について

事務局 （資料 1－1、1－2 を説明）

委員長 ただいまの事務局の説明について、何か質問、意見等あるか。

委員 平成 28 年度の申請・交付決定・配布の団体数は各 53 団体、寄附受領登録は 61 団

体とあり、寄附受領登録のほうが多いがどういうことか。

事務局 交付活動は行わないが、寄附を受ける団体としてのみ登録したいという団体があったためである。

委員 申請枚数がそろそろ上限の 20,000 枚を超えそうだが、その場合の対応は。

事務局 審査において、市民への影響が間接的である事前準備や打合せ等は優先順位を下げ、それでも上限を超えてしまう場合には按分することとしている。平成 29 年度の第 1 期は上限枚数を超えており、第 2 期も超えることが予想される。

委員 そうなるとクレームに繋がる可能性があるか。

委員長 逆にいうと、それだけ普及しているということになるのではないか。

委員 普及率や関心度を調査するため、ポイント券の裏面に、ポイント券をもらうのが初めてか記載する欄を設けたと思うが、その結果はどうか。

事務局 平成 29 年度配付分からアンケート欄を設けているため、実績をご報告できるのはまだ先になる。

委員 その結果をもって、初めて、普及率やそれに基づいた効果がわかるのではないか。裏面はその他にも様々なアンケートツールとして使えそうである。

委員 ポイント券が使える施設として新しく駐車場や駐輪場が増えたが、利用状況はどうか。

事務局 平成 29 年 4 月から利用可能となっているが、まだ実績はない。

委員 予算額に比べ決算額が半額程度となっているがどういうことか。

事務局 平成 28 年度中に配付したポイント券の有効期限は 2 年間であり、1 年間終了したところで約半分が利用されたため。

委員 残り半分の予算は翌年度に繰り越されるのか。

事務局 繰越明許予算といい、余った分の予算を次年度に繰り越すことができる。

委員 翌年度に繰り越した予算が残った場合には、どうなるか。

事務局 有効期限が切れたポイント券を換金することはできない。その分の予算は執行されなかったことになる。

委員長 本件については、審議会として報告を受けたということで良いか。

全委員 異議なし。

(2) 特定非営利活動法人補助金の審査結果について

事務局 (資料 2-1、2-2 を説明)

部会長 (元気ファンド審査専門部会長として補足説明)

部会長 例年のことではあるが、団体希望寄附はほぼ希望通り、一般寄附については慎重に審査した。今年度は補助希望総額が予算内に収まったため、希望額通り交付することにすれば簡単だったが、申請内容の質に関して議論になり、審査に時間を要した。応募書類を読んだだけでは、その活動に本当に公共・公益性があるのか、判断が難しい。また、応募団体の中には、もらえるものはもらっておこうと、緻密な積算なしに上限の 10 万円を希望額として出してくる団体もあるし、十分な資金をもっている団体に補助金を投入することがいいのか、という議論もある。一つの法則性をもって明快に判断していくことが難しい。市民協働推進補助金は公開プレゼンテーシ

ョンがあるため、その場でやりとりが可能だが、特定非営利活動法人補助金は書類のみであるので、類推や、審査員から情報をかき集めて議論している。今回補助対象としたうちの3団体については、審査会后に、より詳しい説明を求めたり、もう少し公益性をもった事業にしてほしい、といったやりとりを行った。決して漫然と希望額通り出しているわけではなく、かなり頭を抱えながら審査している。上手く判断する方法や、善意の申請をどう受け止めていくか、ということについて今後検討していきたい。

委員長 本件については、全体会として報告を受けたということで良いか。

全委員 異議なし。

(3) 平成28年度市民協働推進補助金・企画提案型市民協働モデル事業活動報告会の実施について

事務局 (資料3を説明)

部会長 (市民協働推進補助金等審査専門部会長として補足説明)

部会長 これについては審査ではなく結果の報告であるので、あまり緊張せず堂々と発表していただけた。審議会委員の改選があったため、今回の発表団体の審査を行った委員ではなかったが、今後、審査員となる部会委員に聞いてもらえたことは団体にとって励みになったのではないか。これだけの団体に成果を発表していただくわけだが、これそのものが横須賀の市民活動の実態であり、生の情報や元気ぶりを表す発表であるのに、会場が消防局の小さい会議室というのはもったいなかった。大ホールなどでもよいのではないか。団体側も高齢化が進んでいるので新しいメンバーを取り入れたい、開拓したい、といった部分があるので、もう少し広く市民に知られて派生していくと良い。今回は団体数が多く、発表だけでもオーバータイムになってしまったが、メンバーを増やしていく工夫や、専門的なアドバイスなどについて、補助金を交付する立場ではあるが、意見交換ができると良かった。せっかくの機会なので、より可能性を広げていけるよう、今後工夫をしながら考えていきたい。

委員長 本件については、全体会として報告を受けたということで良いか。

全委員 異議なし。

4 諮問

NPO 法人条例指定に関して、室井部長、牛山委員長、諮問書手交。

NPO 法人条例指定審査専門部会に審査を付託。

5 審議事項

(1) 平成30年度市民協働推進補助金の審査について

事務局 (資料4を説明)

委員長 ただいまの事務局案について質問、意見等あるか。

① 補助対象可否の最低基準点を設定することについて

- 委員 この補助金審査は、プレゼンテーションと書類の両方をみて点数を付けるのか。
- 事務局 その通り。これまでは6割を基準としていたものの、例えば今年度は、5割以上6割未満の得点をとった団体にも半額補助を出している。事務局案は、そういったボーダーライン未満の団体への補助はしない、というもの。原資が税金であるので、補助対象とするからには最低5割程度の点数はとれていてほしい。
- 委員 評価基準自体が、数値で割り切れるものでないため、これまで流動的にしてきた。厳しくすべきか柔軟にやるべきか、どちらのやり方もあり、難しい。
- 委員 救済措置を認めないという今回の改正案だが、これまで行ってきた未熟な団体への補助は、効果がなかったということか。
- 事務局 これまでは最低基準点を決めずに、大体6割くらいを目安にしよう、ということで審査してきた。実際に採点を行い集計したうえで、予算の状況と事業の内容をみて、今年は5割から6割の点数の団体に補助を出しても予算内に収まるだろう、ということや、今年は6割以上の団体にしか出せない、と年によって異なる判断をしてきた。もちろん、きちんと事業内容をみて審査を行っているので、この方法がいけない、ということではない。ただ、応募団体に対して得点を通知しているので、例えば、前年より高得点であっても採択されないことや、逆のことも起こり得る。そうなった場合に説明がしにくいので、あらかじめ5割がボーダーラインであることを伝えておくことによって、団体側に、今年は5割取れなかったから仕方ない、と理解いただく意味での透明性を確保したいということ。ことさらに審査が厳しくなるということではないと考えている。
- 委員長 過去に5割を切っていても交付した実績はあるか。
- 事務局 5割に1点ほど届かなかった団体に交付したことがある。
- 委員 定量的に評価できるもので切ることはあるものの、これまでは応募団体のレベルが全体的に低いようなときにも、できるだけ多くの団体に補助金を交付できるよう柔軟に対応してきた。数値を決めてしまうのはどうなのか。クールに審査すれば、応募団体のうち4割程度の団体にしか交付できない可能性もある。
- 委員 実際のところ、自分は仮に7点をつけようと思っていたとしても、議論のなかで甘すぎたと思うこともあるだろうし、逆もあるのではないか。自分のよく知らない分野があるため、その活動が有意義であると思い直したら付けようと思っていた点数が変わることもあって良いと思う。そのために集まって議論するのであって、それがないのであれば各々勝手に見て点数だけ付ければ良いということになってしまう。
- 委員長 部会における審査のなかで吟味するということになると思う。原則5割以下は認めない、ということにするが、部会長の仕切りのなかで合議して審査していくということであれば良いのではないか。
- 委員 審査にかかわってきたが、審査員それぞれの思いもあるし、付けた点数もばらばらであるので、点数だけで当否を決めてしまうことには懸念がある。まだまだ未熟で、でも可能性はあるような新しい団体にとって、ハードルが高くなってしまふことが考えられる。そのあたりは、プレゼンテーションをみて審査員のなかで審議する、ということをやってきた。点数も必要だが、それだけではないので、透明性ばかり

を追っていくのもどうなのか、と感じた。

委員長 ここまでの議論をまとめると、5割以下の団体は採択しないこととして透明性・公平性を高めつつ、実際には、プレゼンテーションや、審査過程での議論のなかで集計した得点について部会で精査し、全体会においてもそれについて議論する、ということ。そうであれば、基準を示すことはあっても良いと思う。

委員 これまでは基準がなかったなので、そういう意味では基準を設けたうえで、意見交換して精査していけばよい。

委員 説明できる数値があることが大事だ、ということになるか。そのうえで手厚くやっていけばよいだけである。

② 得点配分について

委員長 この配点は、どういった点数の付け方になっているのか。20点満点だと、0、5、10、15、20ではないか。

事務局 最低点を0点にしているため、10点満点としたときに等差にならない。20点満点については、10点満点を2倍にしている。

委員 等差にしておいたほうがよいと思うので、48点満点でもよいのではないか。2点か3点かでボーダーラインに乗らなくなる可能性がある。

委員 小数点で、2.5、7.5として、全体が10点になったほうがよいのではないか。

委員長 小数点にはしないほうがよい。計算も大変になる。

委員長 8点満点で等間隔としたほうがよいのではないか。全く問題ないと思うが。

委員 中途半端な配点では、点が付けにくいのではないか。

委員 差がつきやすいことには変わらないだろう。

事務局 10点満点は0、2、4、6、8点の5段階、20点満点はその2倍で問題ない。

委員長 他の委員はそれでよいか。

全委員 異議なし。

③ 集計方法について

委員 最高点と最低点を除くいわゆるオリンピック方式はこのままでよいのか。これまでさまざまな議論があっただろうと思うが、この方式に意味があるのか。

委員 極端な点数の付け方をした委員がいた場合に、それに大きく左右されないようにということだと思う。

委員 皆さんいろいろな見識をもった方であるので、高い点をつけるのであれば、それなりの意味があっただけではないか。部会員6人のうち1人でも欠席があれば、3人の点数で順位を決めることになる。

委員 点数を平準化することになり、またしても差がつきにくくなる。

事務局 過去に、やむを得ない欠席者があった場合には、5人で審査することの課題を提示したうえで、3人の点数で決めたこともあるが、事前に欠席することがわかっている場合は、委員の交代等により6人で開催できるようにしている。

委員長 最高点、最低点は除外しなければいけないのか。

事務局 市民活動を実際に現場で行っている審査員もいるため、公平性をより確保するため

に行っている審査方法だが、審議会からも、この方法で良いのかという意見は度々いただいている。

委員 以前は審議会委員全員で審査していたように思うが。

事務局 専門部会を設置する以前は全体会で審査していたため、10人のうち8人の点数が反映されていた。現在は状況が変わっているのは確かである。

委員長 議論はするとしても、例えば、この企画はよくない、と強く考えた人の意見は省かれてしまうことになる。部会の設置に伴ってオリンピック方式は廃止し、全部会委員の点数で審議して、なおかつ合議すればよいのではないか。そこであまりに極端な点数をつける委員がいれば、当然質疑が行われると思う。5～6人の委員の点数で2人除かれてしまうのはどうかと思うが、いかがか。

全委員 異議なし。

④ 補助額の査定方法について

委員長 事務局案では、採点結果の合計が5割以上のものを採用とするとしているが、これでは5割を超えていれば、全て対象と読めてしまうが。

事務局 金額が満額となるかは審査や予算状況によるが、そのつもりで提案させていただいている。

委員長 たくさんの応募があり、良い事業に対して上から順位をつけ、それらに満額ださなければいけない、となった際にはどうするのか。

事務局 これまでは按分や、6割以上は満額、5～6割は半額、といった方法をとるなどしてきている。

委員長 最低基準点は5割とし、5割以上の団体のなかから内容をみて選考する、とするのが一般的ではないか。

事務局 5割以上でも落ちる可能性がある、ということでしょうか。

委員長 その通り。それでも5割は絶対にとっていないといけないので、透明性は確保されている。そうしておかないと、実際に困るのではないか。仮に、内容が良く7～8割の得点をとる団体が5つくらい出てきた場合に、その下の団体が5～6割だとすると、それでも按分して予算をまわすというのはいかがなものか。

委員 ケースバイケースでやってきている。

委員 これまでは按分することが多かったが、団体は希望額としてほしい額を提案してきているため、その額がないと事業ができない場合もあると思う。希望額が半分になってしまったり、微々たる額しかもらえないのであれば、結果的に事業ができないということになりかねない。

委員長 予算書を見て、これは不要な経費ではないか、という精査はしているか。

委員 している。

委員長 それによって補助額を削っていった結果、予算が余るのであれば、もっと点数の低い団体も対象とできるかもしれない。あるいは、内容的に同程度の団体が複数あり、残りの予算のなかで、点数の状況を見て、その団体は一律に按分だ、ということであれば、それでよいと思う。ただ、上位団体に満額交付したところで予算が終わってしまえば、たとえ5割とれていたとしても残念ながら交付できない。予算の縛り

で難しいということになるのではないか。

- 事務局 事務局としても2つの考え方があり、5割以上は全て交付するが、予算額を超えた場合には按分するという考え方と、上位団体から得点順とし、例えば5団体で予算がなくなれば終わりという考え方があった。これまでの実績として按分とすることが多かったため、それを踏襲し、5割以上は全て交付する、という提案をさせていただいた。団体から按分されると困るといった声があるのも事実であり、どちらの考え方もあると思うので、審議会で判断いただきたい。
- 委員長 実際には内容をみて削る必要が出てくることや、例えば同得点が6団体あり、少しお金が足りないということであれば按分ということもあるかもしれない。でもやはり、例えば、40点の団体と28点の団体が同じ按分ではよくないのではないか。
- 委員 按分の基準も明文化するかどうかだが、その年の応募団体数や、希望額が予算内に収まっているかどうかもあるので、これまでは本当にケースバイケースであった。
- 委員長 その年によって事情が違ふと思われるため、5割以上の事業を補助対象とするのではなく、客観的な基準として最低5割と示し、上位の団体から採択する、ということによいのではないか。部会で審議する過程で具体的なことがでてくるだろう。
- 委員 予算の中身に切り込んでこの経費はいらぬ、というのは結構難しい。類推で削ってしまった部分について後で説明ができるか、と言われると、経理的な側面もあり、微妙なところがある。例えば新しくパソコンを購入したい、というのに対して、中古で購入してください、という話はあるかもしれない。応募団体が初めから中古で購入する気づもりで申請してくれてくれるのであれば、努力していると思えるが、もらえるならもらっておこう、という考えを読みとれるか。過去に、そういう判断をすべきだという議論はあったが、基準を明確にするのは難しい。
- 委員 プレゼンテーションのときに、削減や代替可能なものについて質疑応答しているか。
- 委員 しているケースもあるし、あとで予算書を見返した際に気づくものもある。
- 委員長 例えば、Tシャツなどは、個人のものになってしまうのではと思えるものもあるが、安全のための光が反射するジャケットであればみんなで使えるなど、税金であるがゆえに判断が悩ましい部分は確かにある。
- 委員 税金を原資として交付していくため、市民に対して説明責任があるので、審査員のなかで、特に予算を見る人、特にアイデアを見る人、特に時間・スケジュール管理を見る人などのように役割分担してもよいのかもしれない。事務局で精査してもらえると一番よいのだが、そうして議論になりそうな部分を事前につかんでおけば、そこを集中的に質問できるので、按分などではない形で減額していけるかもしれない。審査の中身でフォローアップをしていけば、厳しい基準があっても耐えうると思われる。質疑応答をして団体が答えられなかった、というところが決め手になる。何も聞かずに類推で切ることは避けたい。
- 委員 以前、補助金の申請回数について、今までは同一事業で3回までだが、同一団体で3回までにしたほうがよいのでは、と議論になったが、基本的にその扱いについては継続ということによいか。
- 事務局 そのつもりで考えている。同一事業で3回補助を受けた後、別事業で申請を行えば再度3回まで補助が受けられる。

委員 次の申請までにインターバルを設けたほうがよいのでは、と意見がでていたが。
事務局 今回は、なしで考えている。
委員長 ここまでの意見を踏まえると、審査基準の点数については、基本的には0、2、4、6、8点の8点満点、審査項目①については、その倍の16点満点で、審査員1人の持ち点は48点満点。補助額の査定については、審査基準に基づき各審査員が採点を行い、オリンピック方式は廃止し、全員の得点の合計が最低5割以上の事業を資格がある団体として、得点順で決定する、ということで、事務局へ提案したいと思うがいかがか。また、実行にあたっては今年度審査を行う、次年度交付事業からということでよいか。
全委員 異議なし。

(2) 市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて

事務局 (資料5を説明)
委員長 事務局の制度体系案について意見、質問等あるか。
委員 印象論で構わないが、プレゼンテーションへの市民団体からの抵抗感はかなり強いのか。
事務局 団体による。補助金に応募するまで他団体とのパイプがなかった団体がプレゼンテーションに出たことで、他団体と知り合えて情報交換や連携ができるようになった、とか、審査員からアドバイスをいただけて出てよかった、という意見がある一方、応募額が少ない団体のなかには負担だという声もある。
委員 プレゼンテーションへの参加が金額と連動するところに多少抵抗感がある。税金であるのでたとえ100円であっても用途をアピールすることは補助金をもらう側として当然ではないか。税金を使うという認識に立ったときに、市民に見てもらおうという事の重要性をきちんと理解してもらおうべき。また、このプレゼンテーションは決して試験や検査ではなく、アピールだと捉えているので、いい意味で、市民に自分たちの活動を提示するという呼びかけでもある。そういう意味があることを知らせていく必要があるのかもしれない。
委員長 金額で区切ると、19万5000円の団体と20万5000円の団体とで何が違うのか、となる。回数で、例えば1回目にきちんと審査したから2・3回目は書類で審査、ということであれば良いと思うが。
委員 先日、活動報告会に出席したが、審査でプレゼンテーションし、その1年後に活動報告をしなければいけないというのは、準備に負担がかかるのではないかと思った。税金をもらっているのだから当然であるということはわかるが、これだけの額をもらうのに、これほどの労力があるならば応募しない、という団体もあるのではないか。金額で区切るという考え方をしてはいけないのは最もだが、負担も考えてあげなければいけない。例えば、20万円は高すぎるので、10万円以下にするなど、もう少し低い金額にしてはどうか。
委員長 2つの制度を1つにするのでこのような問題が出てくるが、1つの基準としては、現行制度に揃え10万円をボーダーラインにする、という考え方はあるだろう。NPO、市民活動といえども、税金を使う以上、透明性を確保し、行政と同様にPDCAをやっ

てほしいという考え方もある一方、これまで10万円以下で書類審査だけだったものを全てやってもらうのは重すぎる、という意見もある。そのあたりをどうするか。

委員 過去に、自身の団体が補助金を受けていた際に、プレゼンテーション資料を作成したが、パワーポイントの使い方自体がわからず、やり方を聞いたり、すでにやったことのある団体の資料を見せてもらったりした。一度作成すると、審査の資料が報告にも使えるなど活用でき、結果的にはよかったと思うものの、負担ではある。それを多少軽減できる対策があれば講じたほうが良い。

委員 特段パワーポイントを使う必要はなく、こういう形で補助金を使いたい、というアピールを5分でするのであれば、例えば、チラシの配付や、紙芝居、計画書の書類のコピーを回覧してもらってもよい。なんとなくパワーポイントが習慣づいているが、その負担感を強要する必要はまるでない。審査員側も活動を知ることができて良いので、アピールのつもりで発表してほしい。

委員長 どちらの意見もあると思うが、例えば、今までは公開プレゼンテーションと書類審査を行う市民協働推進補助金は50万円で、書類審査のみの特定非営利活動法人補助金の一般寄付分は10万円だった。制度の統一に伴って負担増がないようにするならば、10万円以下の団体はプレゼンテーションを免除することにすれば、これまでと同程度の負担になると思うが。

委員 特定非営利活動法人補助金の一般寄附分は、初め、ばらまきに近い制度であったものを、現在ではきちんと書類を出させて審査しているが、そもそも当初の制度目的は何であったか。

事務局 基金を通して市民公益活動を支援したい、という方の寄附の活用方法として、事前登録のある一定の公益性が担保されているNPO法人に対して、補助金の形で交付し支援していくことである。

委員 そうであれば、寄附文化に対して、しっかりした団体が恩恵を受けていくということであり、やる気のある市民団体が頑張っただけで応募する、というのとは少しニュアンスが違う。一つに統合すること自体どうなのか。

事務局 ただ、両補助金の財源が一緒になる。また、平成20年度に基金の活用方法をNPO法人だけにしよう、とした頃から時代が変わり、現在、果たして任意団体であることを選択した団体のほうが、NPO法人よりも事業の公益性が担保されていないと言い切れるか。事務局の所感としては、助け合い団体など任意団体であってもしっかり活動されている団体も多い。

委員 制度上そうであることは理解できるので、統合すること自体は良いと思うが、ただもらえる、ということにはしないほうがよい側面と、負担感があるという側面の折り合いをどうつけていくか。

委員 事務局案にある、2・3回目というのは同じ事業を継続していく場合ということか。20万円以下は活動報告会への出席は×、となっているが、1年目に事業を行った結果から、団体が、来年も継続すべきと判断した理由と、どういう工夫で2年目に取り組んでいるのかは、きちんと表明してほしい。引き続き継続して補助を受けたい団体には、活動報告会の場で、これだけの効果があったと言い切ってもらいたい。それを条件にしたい。1回目の20万以下の報告会は×ではなくて、継続したいところ

は活動報告会に出るかわり、次の審査の公開プレゼンテーションはなし、というほうが良い。

委員長 具体的にどうなるか。

委員 1 回目の 20 万円以下の報告会を○にする。2・3 回目の 20 万円以下の報告会は×のままでもいいが、審査の公開プレゼンテーションが免除ならば、申請書類で何かアピールしてもらえるとよい。

委員 活動報告会への出席が公開プレゼンテーションの代わりになる、として、これも審査の対象になります、といった感じか。現状では報告会と審査で同じような内容を 2 回発表してもらっているので少し負担軽減になるか。

委員 3 回目の申請をしたいときは、2 回目の報告会もでる、ということか。

委員 それがいいのではないか。毎年こちらも成長や衰退などを見られる。お金を出してきた意味と成長ぶりを確認できることが重要。回数・金額にかかわらず、発表は、どちらかはあったほうがよい。両方なくて知らない間に 3 年間終わっているというのはいかがなものか。

事務局 現在の審査スケジュールだと、事業補助を行う前年度中に審査していただくこととなり、活動報告会での報告を次年度の審査に反映させることは難しい。

委員長 これまでの制度との関連が必要だと思う。特定非営利活動法人補助金に揃え、公開プレゼンテーション審査については、10 万円以下を×とし、そのかわり活動報告会は金額を問わず必ず全団体行うとしてはどうか。10 万円以下でも書類審査は行うので、この審議会の責任において行い、これまで公開プレゼンテーションをやらなくてよかった 10 万円以下の団体については免除とする、と従前の制度とのつながりや整合性もとれ、同時に使った補助金を全市民に見えるところできちんと報告をしてもらうことができる。

委員 そうすると、従来の市民協働推進補助金で 10 万円以下のものについても公開プレゼンテーションが免除になってしまう。

委員長 その通り。

委員 自分自身が公開プレゼンテーションは発表会のようなものだとして認識しているので、希望者は発表してもよい、としておくと面白いかもしれない。それくらいの意気込みがあってもよい。内容は先ほどもあったようにパワーポイントでなくてよいにしてあげてほしい。

事務局 現在もその必要はない。

委員 そうであるが、習慣として伝承してしまっているところがあり、それが負担感につながっている。申請書の説明でもよいと思う。

委員 大変でなかったら見せていただきたい、というものである。

委員長 そうしたら、金額は 10 万円以下とし、活動報告会は全て○としたい。10 万円以下の公開プレゼンテーションの見せ方だが、×にして例外規定を設けておくか、△にするか。

事務局 今年度、特定非営利活動法人補助金を申請している団体が 15 団体ある。このうちプレゼンテーションを希望する団体がいくつあるかわからないが、単純に現在の市民協働推進補助金の団体数にプラスされることもあり得る。現在の応募団体数でも審

査にほとんど丸1日要しており、今後、仮に公開プレゼンテーションと審査を2日間に分けて行うとしても、団体数が増えるとかかなり長時間になる。1団体あたりのプレゼン時間を現在よりも短くする、というのはあり得ると思うが、委員の皆さんのご負担を考えて現実的に可能か、という視点でも検討したい。

委員長 見せ方としては10万円以下を×とし、特に意欲がある団体、特に希望する団体は公開プレゼンテーションを実施することも可能である、という書き方にすれば、しなくてもいいのかな、と思う団体が多くなるのではないかな。

委員 特定非営利活動法人補助金の書類審査をしてきた中でも、一度話を聞いてみたい、ということはあったので、何かあるとよい。

委員 応募書類が揃った段階で、時間の都合上5団体くらいなら呼べる、となれば、こちらから指名するのはどうか。

委員長 10万円以下を×とするが、ただし、審査の過程で公開プレゼンテーションへの出席をお願いすることもあります、とするか。

委員 プレゼンテーションというよりも、簡単な説明をしてもらえればよい。言葉の先入観でハードルが高く感じてしまう。

事務局 審査において指名にするか任意にするか、ということもだが、活動報告会を全団体に課すとなると、現在、午後いっぱいまで実施しているものが、丸1日になる可能性もあり、これについても出席いただく委員のご負担との兼ね合いが出てくる。

委員長 合計30団体くらいになり得るので、確かに多い。自治体によっては各団体3分とか5分発表というところもあるが。

委員 1団体あたりのプレゼンテーション時間を短くする方法はあるかもしれない。

委員長 発表時間を短くしたとしても質疑の時間をとり、質問の多い団体には少し時間を割くなど。

委員 次に継続したい、という意思表示であるので、そういった団体は熱心にやるのではないかな。所要時間のことはあまり考えていなかったが、審議会委員として、やる以上はきちんとやらなければいけないのではないかな。横須賀市民の方がやってほしいということであれば、審議会側は付託される立場なので、時間がかかったとしてもやるつもりでいる。

委員 一度やってみて、負担が大きすぎれば再考する、ということでもよいと思う。

委員長 実際どれくらいの団体数になるか推測できないが、たとえ3分5分であっても活動報告会での発表は全団体にやってもらう、ということで、多少負担は軽くなるかもしれない。公開プレゼンテーション審査については、10万円以下の場合、1・2・3回目ともなし、ただし、こちらの要望によっては来てもらう、とし、ただし、アスタリスク等で、10万円以下については公開プレゼンテーションを実施しないが、審査の過程で公開プレゼンテーションに来ていただき、質疑応答をするかもしれない、としてはどうか。

委員 活動報告会は公開プレゼンテーションよりも楽な気持ちでやるということもあるので、もっと多くの市民に対して広報すべきではないかな。先日初めて活動報告会に出たときに、会場後方の様子は見えなかったが、一般の方の出入りも多かったのか。

事務局 応募している団体の関係者は、自分の団体以外の発表も聞いているようだが、それ

以外の団体や市民活動されていない方がどれくらい来場しているかは、正直なところわからない。市の庁舎で実施しているため、市の職員は、自分の業務に関係のある団体の発表については聞いている。

委員 もっと多くの人に聞いてほしいと思っている団体はあると思う。せっかくなので、そういう場としても活用したい。

委員 市民に広めていく工夫として、審査の場というよりアピールの場であったり、落とすためというより応援するためのものであるといった、ポジティブな捉え方で、自分たちの団体も見せてみようと思えるようになっていくとよい。

委員長 他に制度体系の具体案について、補助限度額や、補助対象経費 80%以内、といったところで何かご意見あるか。

委員 以前、補助限度額のところで、10万円のコースや、50万円のコースといった段階を分けてという話があったと思うが。

委員 はじめの一步補助金のことか。これから活動を始める初動の団体に対してハードルを低くする、という時代もあったが、これについてもプレゼンテーションはやってもらっていたと思う。それが成長して、次の一般のステップアップ補助金に格上げしていく、というもの。

事務局 はじめの一步補助金は、任意で公開プレゼンテーションを実施していた。

委員長 こういう形はよくあり、とてもわかりやすい。ただ、事務局としては、2つの制度にしたくないから一本化するのではないのか。

事務局 その通り。

委員 はじめの一步補助金は何年間継続していたのか。

事務局 詳細資料が手元にないため、開始年度については確認しないとわからないが、1～2年といった短い期間ではなかった。平成22年度まで実施していた。

委員 はじめの一步補助金は、活動を始めるきっかけとして実施していたものであり、すでに団体として頑張っているところにはステップアップ補助金に応募してもらい、大きな額で応募できる分、審査もしっかり行っていくという差をつけていた。今回の統合とは趣旨が異なる。

委員長 これを現行制度に移したのは、どういった理由だったのか。はじめの一步補助金とステップアップ補助金を一本化したのは財源が異なるからか。

事務局 財源はどちらも一般財源で同じである。

委員 これは市民協働推進補助金のなかに2つのパターンがある、というもの。制度開始当初、はじめの一步補助金はプレゼンテーションを任意にってしまったが、やはりプレゼンはしてもらったほうがよいということになり、全員が公開プレゼンテーションをするようにという一本化を図ったのだろう。

事務局 初動の団体だからこそ、プレゼンテーションをしてもらうことに重きを置いたのだと思う。

委員長 金額的には、はじめの一步補助金に応募したい団体があったからこの制度をやっていたのだと思うが。

委員 これから活動を始める、という団体は、補助額は少なくてもよいから審査を軽くしてほしい、ということだったが、やはりプレゼンテーションで内容を見たいとなった。

50万円を上限とすれば、10万円で応募してもよいわけなので、それだけの統合だったのではないか。

委員長 プレゼンテーションを課すために、はじめの一步補助金をなくしたということか。プレゼンテーションをしてほしいということと、一步踏み出す団体を補助するというのは別の問題だと思うが。

委員 初心者用の審査が少し緩い部門と、厳しく審査する部門、という分けだったが、一本化したときに初心者も2番目もないのでは、となったか。そういう意味ではハードルが高くなった感じはある。例えば、先ほどの議題（審議事項（1））にあった審査基準よりも緩い基準で、10万円で初めての応募ならば、最低基準点は30点でも良い、という方法もありかもしれない。

委員長 市民協働推進補助金と特定非営利活動法人補助金の一般寄附分を一本化するという趣旨はわかった。その趣旨とは別に、財源を一本化したうえで、はじめの一步補助金とステップアップ補助金を復活させる、ということは可能か。

事務局 そういった方法もあると思うが、現状、複雑になっている補助制度を一本化したと考えている。2つの制度が一本化されてもなお、その中に2つの部門があることになってしまうので、応募する団体としては、今回の見直しのタイミングで1つになったほうが、わかりやすいのではないかと思う。そういったことから、金額や回数で分けたものを提案させていただいた。

委員長 そうすると、やはり先ほどのような形で、10万円以下の団体には公開プレゼンテーションの負担を少し軽くして、制度としては一本化する。応募する側が、10万円以下でこれから始めていく、と出してきたものについては、審査の過程で見ていく、という方法しかないということになるか。

事務局 はじめの一步補助金の場合は、初動の団体であるということと、10万円以下であるという2つの要素があって公開プレゼンテーションを任意にしていた。今回、はじめの一步補助金に近い形に戻すことも含めて検討したが、10万円以下の少額の補助金をほしいという団体が、必ずしも初動の団体とは限らない。活動を継続して自立度が増えていったからこそ、希望する補助金の額が減ってきた団体もある。そのような団体は公開プレゼンテーションが免除であっても、成長してきた書類を見ることでよいのではないか、という側面もある。また、趣旨から考えると、初めての団体だからこそプレゼンテーションをしてもらうほうが、質疑でのアドバイスも可能である。そういったことも踏まえて、今回初めての団体はプレゼン必須という事務局案を提案させていただいた。初めての団体でも公開プレゼンテーションは免除でいいのではないか、ということであれば、それをご意見として承る。

委員長 制度はすべての状況には対応できない。だから、制度の継続性や客観性を考え、制度としてはこのようにしておく、とするしかない。1つにする前提で普遍的な制度にするというのは難しいと思う。制度を2つ作っていいのであれば、別々の審査基準ができると思うが、制度を一本化したいのであれば、その制度の中で、例えば設立年度などを見ながら金額とあわせて判断するしかないのではないか。

委員 応募しようとしている市民側の目線に立って考えたほうが良い。審査員としては、いつも応募してくる団体と新規で応募してきた団体を公平に見つつも、初めての団

体には目をかけてあげたいという気持ちがある。それは金額ではなく、初めての団体に初心者マークのような判別できる印をつけておいて、審査の際にもう少しアドバイスをあげよう、とか、未熟だけど若干緩和して点数をつけよう、など審査員が配慮する程度でも良いと思う。つまり、応募しやすい制度だと思って、若い人たちや、初めて団体を立ち上げる人たちが踏み出しやすい制度にしたほうが良いだろうということ。

委員長 そうすると、設立してから何年目の団体か、という基準をいれるか。

委員 初めて応募してきた団体か、でよいのかもしれない。

委員長 事務局案にも初めての申請、と記載がある。

委員 初めての事業か、ではなく、初めての団体かどうか、でよいのではないか。

委員長 初めての団体が応募してきた場合、団体としては初めてでなくとも初めての事業で応募してきた場合など、それぞれの組み合わせでうまく〇×がつくかどうかを検討する必要がある。事務局から見直しのスケジュールが提示されていたが、本日は議論がまとまらないため、次の審議会までに、部会長も含めて調整し、次回審議会で再度案を提示してご審議いただきたい。

6 その他

事務局から現在日程の確定している審議会開催予定日に関する事務連絡。

7 閉 会